

○みなべ町重度心身障害児（者）医療費支給条例

平成16年10月1日条例第85号

みなべ町重度心身障害児（者）医療費支給条例

（目的）

第1条 この条例は、重度心身障害児（者）の医療費の一部を支給することにより、重度心身障害児（者）の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「重度心身障害児（者）」とは、次に掲げる者をいう。

- （1） 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金を受給している者で、障害の程度が同法に定める1級又は2級に該当する者
- （2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者で、障害の程度が同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号に定める1級又は2級に該当する者
- （3） 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が省令別表第5号に定める3級に該当する者
- （4） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が同法施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級、2級又は3級の等級に該当する者
- （5） 療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度がA又はBの者
- （6） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「特児法」という。）の規定に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者が現に監護又は養育している児童で、その障害の程度が同法施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級に該当する者
- （7） 前各号に掲げるほか、町長がこれらと同等程度の身体又は精神等の障害を有すると認めた者

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- （1） 健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2） 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3） 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （4） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給をいう。

4 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

5 この条例において「前年の所得」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第5条により算出される額をいう。

（支給対象者）

第3条 この条例に定める医療費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員及びその被扶養者であり、かつ、重度心身障害児（者）に該当したときの年齢が65歳未満である者又は平成18年9月30日以前に当該医療費の支給対象となっていた者で、**みなべ町の区域内に住所を有する重度心身障害児（者）**とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている重度心身障害児（者）については、対象者としなない。

（医療費の支給）

第4条 町長は、前条に定める対象者が保険給付につき一部負担金等を支払った場合において、当該支払額を支給するものとする。ただし、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による付加給付等が行われたとき並びに医療保険各法及び老人保健法に規定する入院時食事療養費に係る標準負担額の負担があったときは、これを除いた額とする。

（支給の制限）

第5条 町長は、前条の規定にかかわらず、**次の各号のいずれかに該当する対象者**には、その年の8月から翌年の7月までは医療費を支給しないものとする。ただし、対象者（対象者が20歳未満の場合は対象者を監護する父もしくは母又は養育者とする。以下この条において同じ。）が特児法第9条第1項に規定する被災者に該当する場合には、この限りではない。

(1) **対象者の前年の所得が、特児法第6条に規定する政令で定める額以上であるとき。**

(2) **対象者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条に定める扶養義務者で主として当該対象者の生計を維持するもの前年の所得が、特児法第7条に規定する政令で定める額以上であるとき。**

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、**対象者のうち第2条第1項第3号に該当する対象者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されている**ときは、当該対象者には、その年の8月から翌年の7月までは医療費を支給しないものとする。

(支給の方法)

第6条 第4条の医療費の支給は、対象者の申請に基づいて行うものとする。

- 2 町長は第1項による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは医療費を支給するものとする。
- 3 前各項の規定にかかわらず町長は、医療費として対象者が医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。この場合当該医療機関等の請求により行うものとする。
- 4 前項の規定による支払があったときは、当該対象者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

(支給金の返還等)

第7条 町長は、対象者の病気又は負傷に関し、対象者等が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費を返還させることができる。

- 2 町長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める支給を受けた者があるときは、その者から当該支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の南部町保健福祉医療費の支給に関する条例（平成6年南部町条例第16号）又は南部川村重度心身障害児者医療費支給条例（昭和50年南部川村条例第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年9月29日条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

- 2 この条例による改正後のみなべ町重度心身障害児（者）医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以降に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月18日条例第2号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の（中略）みなべ町重度心身障害児（者）医療費支給条例（中略）の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月11日条例第1号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のみなべ町乳幼児医療費の支給に関する条例、みなべ町重度心身障害児（者）医療費支給条例、みなべ町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例、みなべ町老人医療費の支給に関する条例、みなべ町精神障害者医療費の支給に関する条例の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月19日条例第14号）

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のみなべ町重度心身障害児（者）医療費支給条例に基づく医療費の支給は施行の日以後に行われた医療行為から適用し、同日前までの医療行為については、なお従前の例による。

○みなべ町重度心身障害児（者）医療費支給条例施行規則

平成16年10月1日規則第55号

みなべ町重度心身障害児（者）医療費支給条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、みなべ町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例（平成16年みなべ町条例第85号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受給資格の登録）

第2条 条例第4条の規定により医療費の支給を受けようとする対象者は、みなべ町重度心身障害児（者）医療費受給資格登録申請書（様式第1号）を町長に提出して、受給資格の登録を受けなければならない。

（受給者証の交付等）

第3条 町長は、前条の規定により登録した者（以下「受給者」という。）に対し、次に掲げる医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

- （1） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に該当する受給者については、重度心身障害者（後期高齢者医療）医療費受給者証（様式第2号）
- （2） 上記以外の受給者については、重度心身障害児（者）医療費受給者証（様式第3号）

2 受給者証を破損し、又は亡失したときは、みなべ町重度心身障害児（者）医療費受給者証再交付申請書（様式第4号）を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

（受給期間）

第4条 受給期間は、受給資格の登録を受けた日から条例第3条に規定する対象者である間とする。

（受給者証の提示）

第5条 受給者は、条例第3条に規定する対象者について医療を受けるときは、医療機関等に受給者証を提示するものとする。

（支給の申請等）

第6条 条例第6条第1項に規定する支給の申請は、みなべ町重度心身障害児（者）医療費支給申請書（様式第5号）に医療機関等の発する領収書等を添えて行うものとする。

2 条例第6条第3項の規定により、町長が、受給者に代わり医療機関等に支払う場合の医療機関等の請求は、町長が別に定めた様式により行うものとする。

（支給の決定）

第7条 町長は、前条の申請又は請求を受理したときは、その内容を審査し、当該申請等に係る支

給の額を決定するものとする。

(支払の委託)

第8条 町長は、条例第6条第3項の支払を和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金に委託し、医療機関等に支払うことができる。

(届出事項)

第9条 受給者は、自己について、住所の変更又は加入保険の変更若しくはその資格を喪失したときは、みなべ町重度心身障害児(者)医療費受給資格変更届出書(様式第6号)を速やかに町長に提出しなければならない。

第10条 受給者が損害賠償の対象となる行為を受け、又は損害賠償を受けたときは、第三者の行為による届出書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(受給者証の返還)

第11条 受給者がその資格を喪失したときは、みなべ町重度心身障害児(者)医療費受給資格喪失届(様式第8号)に受給者証を添えて、速やかに町長に返還しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の南部町保健福祉医療費の支給に関する条例施行規則(平成6年南部町規則第18号)又は南部川村重度心身障害児者医療費支給条例施行規則(昭和5年南部川村規則第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日規則第5号)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、みなべ町重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月30日規則第2号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、みなべ町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年10月1日規則第17号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、みなべ町重度心身障害児（者）医療費支給条例施行規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年4月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第17号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号

みなべ町重度心身障害児（者）医療費受給資格登録申請書

年 月 日

みなべ町長 様

次のとおり、重度心身障害児（者）医療費受給資格の登録を申請します。

対象者	フリガナ		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	個人番号	∴ ∴ ∴	∴ ∴ ∴	∴ ∴ ∴
	住所	みなべ町 電話(— —)		
加入医療保険	記号・番号			
	被保険者氏名 (世帯主・組合員)			
	保険者名称			
	保険者番号			
	資格取得日	年 月 日		
	保険者所在地			
振込先	金融機関名	預金種別		
	銀行 支店	店番 — 口座番号	—	
	農協 出張所	フリガナ		
	金庫 支所	名義人		

同意書

登録の決定に際して、みなべ町長が住民税課税台帳の閲覧、及び保険者に対して高額医療費の支給状況等を確認することに同意します。
また高額療養費の申請に係わる、必要な証明書の請求及び受領を委任します。


みなべ町長 様

(被保険者)


氏 名

印

様式第2号 (第3条関係)

⑤ 重度心身障害者（後期高齢者医療） 医療費受給者証		
受 給 者	居住地	
	氏名	
	生年月日	
有効期間		から まで
発行機関名 及び印	和歌山県日高郡 みなべ町長	
交付年月日		

様式第3号 (第3条関係)

① 重度心身障害児(者) 医療費受給者証	
負担者番号	8 0 3 0 0 3 5 3
受給者番号	
受給者	居住地
	氏名
	生年月日
有効期間	から まで
発行機関名 及び印	和歌山県日高郡 みなべ町長 
交付年月日	

様式第4号（第3条関係）

乳 幼 児
ひ と り 親 家 庭
みなべ町 重度心身障害児（者）医療費受給者証再交付申請書
老 人

年 月 日

みなべ町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電 話

下記の理由により、受給者証の再交付を申請します。

なお、受給者証を再交付された後、以前のものが発見された時は、直ちに返還します。

記

受給者番号			
受給者氏名			
生年月日・性別	年 月 日	男 ・ 女	
住 所			
理 由	1 紛失 2 汚損 3 破損		

様式第5号（第6条関係）

みなべ町重度心身障害児（者）医療費支給申請書

年 月 日

みなべ町長 様

次のとおり医療を受けましたので、みなべ町重度心身障害児（者）医療費を支給されたく、関係書類を添えて申請します。

また、医療費の支給に関し、加入医療保険機関又は受診医療機関などの必要事項を調査することを承諾します。

さらに、支給審査の結果、医療費の支給の対象とならない場合には通知の必要はありません。

申請者 住 所

(保護者) 氏 名 印

電 話 ー

対象者	フリガナ		生年月日	受給者番号
	氏 名		年 月 日	
医療保険	被保険者氏名 世帯主・組合員		記号・番号	
	保 険 者 名 称		保険者番号	
振込先	金 融 機 関 名		預 金 種 別	口座名義人
	銀 行	支 店		フリガナ
	農 協	出張所	店番一口座番号	
	信用金庫	支 所	ー	

審 査 内 容 (第三者行為を除く)					
診療区分	件 数	金 額	診療区分	件 数	金 額
医科入院	件	円	柔 整	件	円
医科入院外	件	円	針 灸	件	円
歯科入院	件	円	補 装 具	件	円
歯科入院外	件	円		件	円
調 剤	件	円	計	件	円

様式第6号（第9条関係）

乳 幼 児
 ひ と り 親 家 庭
 重 度 心 身 障 害 児 (者) 医 療 費 受 給 資 格 変 更 届 出 書
 老 人

年 月 日

みなべ町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電 話 一

受給者証の内容等について、下記のとおり変更がありましたので、受給者証を添えて届出します。

受給者番号	受給者氏名	生年月日
		年 月 日

届出事項	変 更 前	変 更 後
受給者の住所		(. . 異動)
受給者の氏名		(. . 異動)
加入 医療 保険	被保険者の氏名	
	受給者との続柄	
	被保険者証の 記号・番号	
	保険者名称	
	保険者番号	
	資格取得日	
その他		

様式第7号（第10条関係）

第三者の行為による届出書 年 月 日 みなべ町長 様 届出者 住 所 氏 名 印 電 話 ー 第三者の行為により被害が生じたので、次のとおり届出します。			
受 給 者 番 号		受給者 氏 名	男・女 年 月 日生
加害者	住 所		
	氏 名	職業	
負傷又は発病の 要 旨 等 〔日時・場所・状況等〕			
負傷又は疾病の 程 度			
療養見込期間		入 院 日 入院外 日	医療費見込額 円
医 療 機 関	所在地		
	名 称		
示談の有無		有・無	損害賠償 の 金 額 円
賠償金の受領 (見込) 年月日		年 月 日	

(注) 示談があった場合は示談書の写しを添付してください。

様式第8号 (第11条関係)

乳 幼 児
 ひ と り 親 家 庭
 重 度 心 身 障 害 児 (者)
 老 人
 医療費受給資格喪失届

年 月 日

みなべ町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電 話

ひ と り 親 家 庭
 乳 幼 児
 重 度 心 身 障 害 児 (者)
 老 人
 医療費受給資格について、次の理由により受給資格を喪失した
 人
 ので、受給者証を添えて届出します。

受給者番号			
受給者氏名		生年月日	年 月 日
受給者住所			
資格喪失の理由	1 他市町村に転出 (転出年月日) 年 月 日 (転出先) 電 話 2 死 亡 (死亡年月日) 年 月 日 3 その他		
資格喪失年月日	年 月 日		